

事務連絡
令和5年6月8日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂について

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）第12条前段等により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」という。）が実施される場合には、無電柱化が求められています。

今般、令和4年5月に策定した「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について、土地区画整理事業実施地区において無電柱化を実施した事例及び、ガイドライン策定以降の通知等の内容を追加し、改訂を行いました。

国土交通省HP（以下リンク先）に掲載しておりますので、市街地開発事業において無電柱化を推進、実施するにあたりご活用下さい。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html

本ガイドラインは、今後も最新の情報を踏まえつつ更新していく予定です。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市を除く。）に対して、本通知を周知願います。